

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年12月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	坂本一之君		山本英俊君
	藤原正夫君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（4名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	斉藤芳夫君		三浦進吾君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	武川訓君	上下水道部長	今村親弘君
建設課長	岩下和也君	都市計画課長	飯室崇君
農林振興課長	興石春樹君	下水道課長	飯沼覚君
建設総務係長	新海順一君	建設管理係長	飯沼源治君
建設土木係長	小林信生君	建築開発係長	名取晶子君
まちづくり 推進係長	坂本一彦君	農業委員会 農事務係長	大久保幹夫君
建設管理係長	芳賀康貴君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 宗 和 書 記 山 岡 広 司  
書 記 松 井 恵 美

## 審査内容

### 1 条例審査等

議案第90号 市道路線認定の件

議案第91号 市道路線変更の件

議案第82号 甲斐市景観条例の制定の件

### 2 補正予算審査

議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第88号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

### 3 その他

「ゆうのう敷島」との意見交換会の集約について

開会 午後 1時25分

○委員長（赤澤 厚君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（赤澤 厚君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、市当局の答弁もわかりやすく説明をお願いいたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程（予定）により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、条例等の審査を行います。

議案第90号 市道路線認定の件並びに議案第91号 市道路線変更の件につきましては、関連がありますので一括の議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

岩下建設課長。

○建設課長（岩下和也君） 本日もご苦労さまです。

市道路線認定の件について説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議案集51ページ、52ページ、議会資料23ページになります。

議案第90号 市道路線認定の件につきましては、道路法第8条の規定により、本定例議会において議決をお願いするものでございます。

今回認定をお願いする路線につきましては、6路線になります。11月17日に開催した常任委員会で既に3路線の現地視察は済んでおりますので、本日残りの3路線の現地視察をお願いし、全ての6路線について認定をお願いするものであります。

本日確認をお願いする路線につきましては、資料の一番上、路線番号578、柳河原宅造1号線、路線番号580、十二名宅造5号線、路線番号581、東耕地宅造2号線の3路線をお願いいたします。

路線番号578、柳河原宅造1号線につきましては、道路改良に伴います市道認定であり、そのほかの路線につきましては、宅地分譲に伴う開発区域内の道路の認定でございます。

続きまして、市道路線変更の件について説明をさせていただきます。

議案集53、54ページ、議会資料24ページになります。

議案第91号 市道路線変更の件につきましては、道路法第10条で準用される同法8条の規定により、本定例議会において路線変更の議決をお願いするものでございます。

今回認定をお願いする路線変更につきましては、3路線になります。市道路線認定の件同様、11月17日に開催した常任委員会で既に2路線の現地視察は済んでおりますので、本日残りの1路線について現地視察をお願いし、全ての3路線について認定をお願いするものでございます。

本日確認をお願いする路線につきましては、資料の一番上、路線番号278、冷間住宅線であります。冷間住宅線道路改良に伴い、既存の道路に接続したものでございます。

詳細につきましては、現地で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、現地確認をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

審査については現地踏査の後、委員会室に戻ってから行います。

ここで、現地踏査に係る委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書により、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時41分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開いたします。

現地踏査、大変寒い中ご苦労さまでございました。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第90号並びに第91号について一括で委員の質疑を受けます。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑はありませんので、続いて傍聴議員の質疑を許しますけれども、傍聴議員、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 現場へ行ってないから、ないよね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案ごと順次、討論、採決を行います。

初めに議案第90号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案についての討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任を願います。

以上で、議案第90号 市道路線認定の件を終わります。

次に、議案第91号 市道路線変更の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第91号 市道路線変更の件を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

次に、議案第82号 甲斐市景観条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯室都市計画課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） どうもお疲れさまでございます。

それでは、議案集の15ページをお願いいたします。

議案第82号 甲斐市景観条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、25ページに提案理由がございます。甲斐市の風土、歴史、文化等を踏まえた良好な景観を保全するとともに、多くの交流と協働による景観まちづくりを創出するため、必要な事項を定めるものでございます。

この条例案及び景観計画の素案につきましては、平成23年7月1日に本市が景観形成団体になってから4年間をかけて策定をしてきたものでございます。その間、市民アンケート

の実施、講演会、シンポジウム、研修会等の開催、また景観計画の策定委員会を設置いたしまして、さきの常任委員会でもご説明をさせていただきましたが、景観計画の素案をまとめてそれを条文化したものでございます。

主な内容につきましては、市全域を4つの景観形成地域に区分し、地域ごとに届け出対象行為及び景観計画区域内における行為の制限、また景観重要建造物等の指定の手續及び景観審議会の設置を定めたものでございます。今回、市で定める条例は、現行の景観法を準拠した内容でございます。

それでは、15ページの最初に目次がございますが、そこにありますように、第1章総則から第6章雑則及び附則で構成されております。第1章、第2章は、景観法で規定されているもので、第3章以下につきましては市の考え方を盛り込んで制定するものでございます。

まず、第1章総則第1条につきましては、この条例の目的を定めるものでございます。第2条につきましては定義となっており、本条例で使用する用語の意義でございます。

16ページをお開きください。

第3条基本理念につきましては、市民、事業者、来訪者及び市が良好な景観形成を推進するための基本的な考え方を示したものでございます。第4条から第7条は、第3条の基本理念に基づき、市、市民、事業者及び来訪者等の責務、役割をそれぞれ定めたものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

第2章良好な景観形成の推進、第1節景観計画であります。第8条は、景観計画の位置づけと計画の変更を行うときの景観審議会の役割について、第9条は、景観計画の原案を定めたときの公表について、第10条は、景観計画の原案に対する意見の提出と、その取り扱いについて定めております。第11条につきましては、景観計画区域は市の全域とし、次の4つの景観形成地域について具体的内容を景観計画で定めることとしております。そこがございますように、(1)森林景観形成地域、(2)北部山間景観形成地域、(3)田園居住景観形成地域、次のページ、18ページになりますが、(4)市街地景観形成地域となっております。第12条と13条につきましては、景観形成重点地区の意義とその指定、また景観まちづくり住民組織の設置について定めております。

次に、第2節景観計画区域内における行為の制限であります。

第14条届け出を要する行為につきましては、お手元の23ページをごらんいただきとうございます。23ページからの別表にございますように、景観形成地域に応じて定めておりま

す。先ほどご説明いたしました森林形成地域、あるいは4番の市街地景観形成地域、それぞれにおいて定めたところでございます。また18ページにお戻りいただきまして、第15条でございますが、届け出を要しない行為、18ページの最後から19ページにかけて、第16条については、特定届け出対象行為を定め、第17条では、届け出対象行為を行おうとする者は、あらかじめその旨を届け出なければならないこと、第18条は、景観計画で定める景観形成基準に適合しなければならないこと、次の第19条は、届け出行為のうち事前に協議が必要なこと、第20条は、届け出があったものについて、景観計画で定める景観形成基準に基づき必要な措置を講ずるよう指導または助言について、また21条は、勧告、命令について、第22条は、勧告または命令に従わなかった場合の公表についてでございます。

次の20ページをお開きください。

第23条は、届け出に係る行為が完了したときの届け出について定めております。

次に、第3節景観重要建造物であります。第24条、第25条につきましては、景観重要建造物の指定とその所有者の管理義務について、また第26条、第27条につきましては、景観重要樹木の指定とその所有者の管理義務について定めております。

次に、第3章市民等との協働による景観まちづくりの推進であります。

第28条につきましては、良好なまちづくりの推進を目的として結成することができる景観形成活動団体の認定等について定めております。21ページになりますが、第29条につきましては、景観形成活動団体からの提案または意見の提出ができることについて、第30条、31条につきましては、既存の施設等の景観形成への配慮、要請について定めております。

次に、第4章は、甲斐市景観審議会であります。

第32条は、審議会の設置、第33条は、所掌事務、21ページから22ページになりますが、第34条、第35条は、審議会の委員は15名以内、任期は2年など組織構成等について定め、組織の運営に関しては規則で定めることになっております。

次に、第5章支援及び表彰であります。第36条は、景観まちづくり住民組織等及び景観重要建造物、景観重要樹木の所有者等に必要な支援をすることができることになっております。第37条は、景観まちづくりに著しく貢献したと認められる個人または団体を表彰することができる等を定めております。

次に、第6章雑則であります。第38条はその他でございます。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしますが、第2章第2節の届け出



関係と、第3節の景観重要建造物の指定及び第5章の支援、表彰につきましては、平成27年4月1日からの施行といたします。また、経過措置といたしまして、4月1日以前に着手されている建築行為等については、届け出は必要ないということにいたしました。

以上、条例の内容でございます。

続きまして、甲斐市景観条例施行規則（案）について説明をいたします。

定例市議会資料のほうの4ページをお願いいたします。

施行規則では、条例案第2条第1項第4号で定めております工作物の種類、また、条例第17条の届け出対象行為の届け出の際に必要な書類、11ページの別表にありますように、具体的に位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真、完成予想図等の提出を規定しております。

また、6ページ、7ページ、8ページにつきましては、景観重要建造物、景観重要樹木の指定、管理の方法、状況の報告について定めております。また景観形成活動団体の申請、認定等の届け出関係、9ページの下段からは、景観審議会に会長、副会長を置くこと、また審議会の会議に関することを規定しております。

以上、規則の概要を説明させていただきました。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 当局の説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 何点かちょっと条例のことについてお聞きいたしますが、まず7ページの8条で景観計画を策定するということですが、これはもちろん、この条例ができてから市のほうで策定をして公表するということになるわけでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 先ほどご説明いたしましたように、公布の日から施行するわけでございますけれども、届け出関係等につきましては、来年4月1日以降届け出行為はしていただくということでございますが、この条例が交付された後に景観審議会というふうなものを立ち上げまして、それにこの前ご説明をさせていただきました景観計画の素案を諮らせていただきまして、諮問をさせていただきます、そこで審議をしていただいて、答申をいただいて、景観計画を確定させると。そして4月1日に間に合うように実施していくとい

うふうな形でございます。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうするとそれは、じゃ、今年度中に審議会のほうは立ち上げて、そして来年の4月に間に合うような形で計画を立てるというふうに理解をしたいと思いますが、その計画の中に先ほどから説明がありましたように、4つの区域ですか、山岳とか森林形成地域とか北部山間とか市街地とかと分かれています、そのエリアというか地図というものはその中で示されるということでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます、景観計画の中にその地域を定めていくというふうな形になります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） まだもちろん決まっていないわけですが、大体もし素案的にこの辺のところは山岳地域になって、市街地といってもいろいろ、どの程度から市街地になるのかわかりませんが、市街地というのはおおむねこのようなところだという、もし素案的な、ありましたら、公表できるようなところありましたらお聞きしたいですが。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） まず、森林景観形成地域でございますけれども、本市の北部、茅ヶ岳と山麓に広がる森林がある地域をそういうゾーンに決めていこうというふうな形でございます。

また、北部山間景観形成地域につきましては、山間部の本市の亀沢川とか荒川沿いの大小の集落とか、山間に点在するような農山村集落の地域を北部山間形成地域にしていきたい。

また、田園居住形成地域につきましては、茅ヶ岳の山麓や赤坂台周辺、あるいは釜無川沿いに広がっております低地に広がる農業振興地域等を指定したい。

また、市街地形成地域につきましては、本市の南部にあります低地部や台地部に広がる既存の市街地をそういったゾーンに指定していきたいというふうな、前の委員会でも出させていただいた素案にそんなふうな形で今のところ計画をしております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。

そのほかに、じゃ、例えば20ページに景観重要建造物とか景観重要樹木がありますが、

本市の場合ですとおおむね想定するような建造物とか樹木等もしありましたら、どのような建物がこれに該当するのか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいまのご質問の景観重要建造物ですが、市内には古民家、蔵と称されるものが幾つかございます。今からこれは選定をして、指定をしていくわけですが、こういった古民家とか蔵が景観重要建造物のほぼ指定の対象になると思います。

景観重要樹木につきましては、具体的にいろいろあるわけですが、今のところ計画の策定の段階では、信玄堤のケヤキの林とか竜王駅の南北駅前広場のシンボルツリーなど、その景観とマッチするような樹木について指定をしていこうという考えでいます。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。この条例の中でも所有者の同意を得てということのようですから、ただこういう指定をされますと、当然規制的なものも出てくると思いますので、また十分その辺は配慮しながら指定をしていただきたいと思います。

それから、22ページに景観審議会の委員の構成なんかも出ていますが、この中の4番の関係行政機関の職員というのがありますが、どのような行政機関を、今、想定しているのはおありでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今回の景観審議会の委員につきましては、景観のこの計画を策定する委員会で組織しましたメンバーを主に考えております。識見を有する者、関係団体、また市民、行政機関の職員というふうな区分で構成しようと考えておりますが、この策定委員会の段階におきましては、関係行政機関につきましては国土交通省の甲府河川国道事務所、県の美しい県土づくり推進室の室長、中北建設事務所の所長等をお願いした経緯があります。関係団体につきましては、市の農業委員会、女性団体、自治会連合会、商工会等の会長さん方をお願いした経緯がございます。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、策定するほうの委員を聞きましたが、審議会のほうも大体同じような方を想定しているということのようですが、女性団体とか何とかというのは3番のほうの各種団体の代表者というように入ると思います。関係行政機関ということになると、国土交通省とかそういうところになるろうかと思いますが、何人ぐらい想定していますか、こうい

う機関を。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） すみません。説明がちぐはぐで申しわけありませんでした。

今回の策定委員会のときに18名でしたので、今回の審議会のほうは15名を予定しています。できるだけ市民等のお考えを多く入れるということで、行政機関については策定と同じ3名くらいを予定しております。ですので、国交省、県の本庁、中北の建設所長というふうな人選で行いたいと考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 委員長、じゃ、最後に1つ。

特にこの条例見まして、罰則的なものがなくて、従わない場合は公表するというような形になっておりますけれども、この条例をつくるに当たって、例えば過料だとか罰則もできたとは思いますが、その辺の考え方は、罰金というわけにはいかないが過料とかということは可能だと思いますが、どのような考えで公表にとどめたのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 先ほども私のほうからご説明させていただきましたが、この景観条例の上位法令といたしまして、景観法という国で決められている法律があるわけですので、その景観法の中には罰則が規定されております。ですから、私どもは公表を当然したりするわけですので、我々が指導、あるいは命令等をしてはまだ言うことを聞かない場合には当然、公表をします。

それと同時に今度、景観法に照らし合わせて、景観法にも違反しているような場合が出てくる場面がある場合は、景観法の中では罰則規定がございますので、例えば計画の申請書を虚無なものを出したとか、そういうふうな場合には50万以下の罰金にするとかというふうなことは景観法の中でうたわれておりますので、それを準拠していくというふうな形になると思われま。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、これは条例ですけれども当然、上位法としての法があるということですが、その場合は県とか国とかへ告発というか、そういう通知をしてそちらのほうで取り締まるというか上位法のほうに触れるような行為であれば罰金もあるということ

ですから、それはどちらへ連絡とか、上位機関というのはどこになるんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいま課長のほうから説明させていただきました罰金等の規定であります。景観法の中に、変更命令等に従わなかった場合には50万円以下の罰金、また原状回復の命令等ができるというふうに規定がされています。また、この原状回復等の命令に従わなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金というふうに法で決まっておりますので、法の規定に照らし合わせて市のほうでそういう指導をしていくということになると思います。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、例えば山梨県の中にそういう部署があって、あるいは国のほうのそこに届けというか告発というか連絡というかをして、そちらでまた再度調べてそういう処罰というか罰金とかというような行政処分するというようなことになると思うんですけれども、その機関というのはどこ機関になるんでしょうか。県の例えば何とか部署というような。それとも、市が直接、法に触れるという行為でそこまでできるわけですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） 今、米山委員の質問の、具体的にどういう手続を踏むかということまでちょっと突っ込んで調べていなくて大変申しわけないですが、国のほうのマニュアルというか説明書きの中を見ますと、条例の中でこういう形でうたった場合に届け出等の命令に従わない場合には、この法に照らし合わせて50万円以下の罰金等ができるということになっております。

この条例をつくれるというのが、課長が冒頭で説明しました景観行政団体として認定を受けた、当時ですが、同意を受けた団体でありますので、甲斐市が一団体としてこのことができるというふうに解釈しております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） この条例ではそこまでは想定していないと、公表でとどめてはありますが、その場合は多分この条例の中にそれをうたっていないと、そこまではできないんじゃないかと思っておりますので、市の考え方がそこまで行かなくて公表でいいというのであれば、それはそれでいいわけですが、多分そういう解釈になろうかと思っておりますので、またその辺はよく検討した上で、処分というかそれを、またあえて改正も必要であれば、また検討もしていただくというように

お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 要望でいいですか、これは。

○委員（米山 昇君） いいです、要望で。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかご意見ありますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 甲斐市景観条例の制定の件ということで、良好な景色をずっと保全するためにつくるということが主な骨子です。今までもそれはかなり行われてきたわけですよ。改めてここで提案理由25ページにもあるわけですけども、わざわざかなり詳しくやってきている制定の理由というのはなぜなのかなど。

当然、誰でも景観は大事にしたいし、当たり前なことだし、わざわざ汚したくはないわけですよ。特にやっぱり良好な景観があるわけで、これを改めてまたここでというのはここに詳しく書いてあると思うんですけども、その辺のことがあれですか、何か特別な理由が、例えば国からの指定とかそういうことではなくてですか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 冒頭、私のほうでご説明いたしましたように、平成23年7月に景観法、国の法律で決められている中に、景観形成団体にそれぞれの市町村なってくださいねというふうなことで、本市は平成23年になったわけでございますけれども、ほかの近隣の市なんかもっと早くから形成団体になっているというふうな経過がございまして、当然、景観形成団体というのは今、委員さんがおっしゃったように、景観を保全していく、あるいはとんでもないもの、とんでもない色の建物をつくっちゃいけないとかという、そういう景観法に基づいた景観計画も策定しなさいよというふうなことになっておりますので、それで私ども足かけ4年をかけて、23年、24、25、26年度と4年間をかけて景観計画の素案をつくってきたり、それを条文化したというふうなことでこの景観条例を出させていただくので、景観形成団体になった段階である程度こういった景観計画、あるいは景観条例というふうなものを策定していくというふうなことになっておりますので、それで今回条例化したというふうな形でございます。

○委員長（赤澤 厚君） ほかに質疑はございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 米山委員のとちょっと重複するところがあるんですけども、この景

観重要建造物についてですけれども、先ほどは古民家等と言うんですけれども、今この中には市の指定とか県の指定のいわゆる重要文化財とかそういう種の、そういうのも含まれているということですか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいまの景観重要建造物とか建造物の中で、甲斐市または山梨県等で文化財等の指定を受けているもの、これはこの景観の中からは除かれます。

〔「除くの」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、それは新たに来年度4月1日から施行するんですけれども、そうなった場合にここにあるように届け出云々というんだけれども、それで点検とかそういうことは個々にする、所有者がするのか、それとも市でもってするのか、年に何回か点検、あるいはいろんな設備をすところがいっぱいあるんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） この景観重要建造物、また樹木等につきましては、先ほど課長のほうでも説明いたしましたが、甲斐市の景観審議会の中で意見を聞いて指定をするということになっておりますので、ここで指定をしたものについてどのような対策を取るか、どのような形で指定をしていくのかというのは、景観審議会で諮ることになると思いますので。

〔「審議会であれするという事」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、もう1点、先ほど建造物じゃなくて樹木のほうだけれども、と言ったのは、樹木もそうだと先ほど係長の言うには、釜無川のあれですか、ケヤキとかそういうのも含まれると言いますけれども、1本1本ではなくて、あそこにある釜無川のケヤキ、すごいケヤキが何十本とありますよね。そういうのも全部含まれるということですか。それとはまた違うのか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 木もいろんな木がございまして、例えば1本だけで非常にす

ばらしいものもあったり、今、議員さんがおっしゃるように、例えば信玄堤のケヤキを1本1本というのではなくてケヤキの巨木群というふうな形で、そのケヤキの一带を重要なものだよというふうに決めていくかというふうなことで、それは審議会にまたかけさせていただいてというふうな形になりますけれども、もしかすれば巨木群というふうな名前で指定するということも考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） いずれにしろ今の答弁ですと、審議会にかけて審議会の中でそういうことが決定するという、わかりました。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員の質疑はありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） お聞きしたいんですが、景観形成活動団体というのは、具体的にはどんなことを指して、どんな団体が予想されるのか、またその内容です。私ちょっと考えるには、例えば棚田の保存会とか、ああいったことも含まれて、それに支援ができるのかということの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） そういう団体が例えば形成団体になるよというふうなことになるれば、支援もすることも可能だと思いますので、そういった棚田というふうなことを特化して、棚田について景観を形成していくんだよ、あるいは保全していくんだよというふうな団体であれば、そういった団体も指定をさせていただいて、支援をしていくというふうなことは可能だと考えられます。

○委員長（赤澤 厚君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ほかにどんなこと、どんな団体が考えられ、想定されているんでしょうか。お願いします。

○委員長（赤澤 厚君） 坂本係長。

○まちづくり推進係長（坂本一彦君） ただいま課長の説明の、棚田の保存会の説明をさせて



いただきましたが、具体的にここのこういう団体だというのは、市のほうで今捉えておりませんが、この景観計画を策定するに当たって市民懇談会等を立ち上げた経緯があります。この懇談会の中でそれぞれのテーマをもって活動していくというふうな話し合いもされておりますので、こういうものが団体として引き続き活動していくようであれば、こういうものがその指定を受けた団体等、また技術的とか費用の支援をするような団体に指定されていくかと考えます。具体的に今の段階でこれとこれというふうなものはありません。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 届け出を要する行為ということで23ページの中に工作物、垣根とか柵とか塀とかとある、これ1.5メートルを超えるというのは今の時代、やっぱり治安とか防犯面で高さを1.5メートルだとのぞかれちゃうと、見えちゃうと。逆に言うと、市民がやるときにみんな届けを出すということは手間暇かかるわけですよ。だからそれを考えたときには、1メートル50というのはちょっと低過ぎると思うんですけども、その辺に関してちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 23ページにございますのは、森林景観形成地域でございまして、山側のほうのところについてそういったものを建てる場合には、届け出を出していただきという形になっております。実際には多くの市民の方がお住まいになっていらっしゃるの、25ページにあります（4）の市街地景観形成地域というふうなことになってございまして、そこにつきましましては垣、柵、塀の類については高さ2メートルというふうな、若干高さを高くしてございます。それをを超えるものについては届け出を出していただき。

ただ、届け出を出していただいても何の問題もなければ、そのままつくってくださいというふうなことになりますので、出す手間があるよというふうなお話だと思いますけれども、是非ご理解を市民の方にもいただくような形で広報活動等をしまして、もしそういうふうな、2メートルというと私どもの身長よりかなり高い塀を建てるというふうなことで、それを市街地の中に建てるとなるとちょっと異様な感じもしないでもないというふうなことがございますので、そこら辺のところはご理解をいただく中で届け出をしていただきたいというふうな考えております。

○委員長（赤澤 厚君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） よくわかりますけれども、森林景観、逆に言うとそういう地域にお住

まいの方が特に防犯面を考えて、あるいはこのうちに誰がお住まいで、どんなお子様がいるかということが、1メートル50ぐらいだとみんな見られちゃう、だから2メートルは考えると思うんですよ。のぞかれないようにと、洗濯物何が干してあるか、あるいは子供さんが何人いるかとか、いろんなことが今プライバシーの問題とかそういうことがあるわけですよ。

だから、そういう中でやっぱり届けを出す手間を、これだと1メートル50ということは、もうみんなそこへつくる人は提出をなさないと、こういう書類を出すということは意外と多くの市民が、面倒と言ったら言葉は悪いですけども、ルーチンの中である程度緩和していただければなと思うんですけども、その辺に対してちょっと特別に森林景観だからといって1メートル50といえば、全く本当に塀をつくっても意味がないと思うから、再度お聞きしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 飯室課長。

○都市計画課長（飯室 崇君） 議員さんのおっしゃることはよくわかります。ただ、先ほど申しあげましたように、（1）の森林景観形成地域というのは本当に山間部というふうな形になりますので、逆にそういうところへお住まいになっている方々が自然を好きでそういうところへ住んでいらっしゃるというふうな方も多いと思いますので、逆に1メートル50の塀をするかどうかというのはちょっとわかりませんが、なるべく市民の方にもご理解いただくように広報をして届け出を出していただく。それをつくっちゃいけないということではございません。届け出だけ出していただくというふうな形になりますので、ご理解をしていただくように、また周知をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第82号 甲斐市景観条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対して討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決するものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号 甲斐市景観条例の制定の件を終わります。

以上で条例審査は終了いたします。

職員を入れかえます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○委員長（赤澤 厚君） それでは会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、農林振興課長より第6款農林水産費、第1項農業費について説明をお願いいたします。

奥石農林振興課長。

○農林振興課長（奥石春樹君） 大変お疲れさまです。

それでは、農林振興課の12月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の8、9ページをお願いいたします。入のほうになります。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、第5節農林水産業費雑入を15万円増額するものでございます。

内容としましては、山梨県知事の指定を受け山梨県農業振興公社に設置をいたしました農地中間管理機構の業務の一部であります。相談窓口業務や農地等借り受け、貸出希望者の掘り起こし、移行等の確認業務などを市町村が委託を受け、行う経費でありまして、農地中間管理機構業務委託費として増額をするものでございます。

歳出につきましては、12、13ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費の農林業関係職員費に充当するもので、一般財源の15万円を減額し、その他諸収入15万円を増額する財源構成をさせていた

だくものでございます。

以上、12月の補正予算の説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第84号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第84号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算  
(第5号) について、討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

これで議案第84号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時27分

○委員長（赤澤 厚君） それでは会議を再開いたします。

次に、特別会計の補正予算の審査を行います。

議案第88号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼下水道課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 大変お疲れさまです。

それでは議案集の47ページ、お願いをいたします。

議案第88号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

第1条、地方自治法第213条第1項の繰越明許費の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できる経費は予算で定めるといこととされておりますので、第1表繰越明許費によるということで、10ページをお願いいたします。

第2款事業費、2項公共下水道費、事業名公共下水道事業、金額550万円でございます。

それでは、補正予算説明書最終の51ページになりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは補正予算説明書のほうですが、繰越明許費550万でございますが、工事請負費で工事名、甲斐市公共下水道管渠布設工事（双26-2工区）、200ミリの管布設、延長で75.3メートルでございますが、これにつきましては、同時施工となります県道甲府韮崎線龍地地内、大屋敷交差点付近の拡幅工事との工程調整のため、完成が4月以降となるためのものでございます。よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 繰越明許をして来年度へ繰り越したいということですが、この26-2工区の管渠75.3メートル全体の金額というのは幾らになるのでしょうか、工事金額。550万が全体ですか。

○委員長（赤澤 厚君） 飯沼課長。

○下水道課長（飯沼 覚君） 全体が550万円でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、この全額を次年度へ繰り越すところ、上限額ですからこれは幾らでもいいですが、3月31日までにどの程度できるというか、もう全くこの工区は完成はしないという見込みでしょうか。どの程度の見込みでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 県道の工事予定を聞いていまして、一応12月18日に契約予定でして、年が明けてから今度、補償の関係で県で外構工事に入ることになっていますので、それから一番脇のL型側溝というのがあるんですけども、それを施工してから下水道工事となりますので、いずれ下水道着手自体は4月以降になる予定になります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、今年度事業企画はしたけれども、全く3月31日までに一部も完成しなくて、そっくり来年度に行ってしまうという状況ということのようですね。それはそれで相手があるといいますか、仕方のないことですが、もう一つお聞きしたいのは、この550万は市債と一般財源だけで成り立っていますけれども、これは助成というか補助金は該当しない工区になっているのでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 今回の工区につきましては補助対象管ではないので、全部市単になります。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 市単でほとんどは一般財源と下水道特会の中の起債だけで当てるといふことなのですが、そういう助成をもらわなくてもやらなきゃならないというのは、たまたま県道拡幅工事があってやむを得ずというか、先行で布設しないとならないということの中で計画したというように理解してよろしいでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） そのとおりでございますが、一応、県道の工事は舗装工事まで入っていますので、舗装してしまうとまた掘削というのができませんので、同時に施工させていただきたいと思います。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第88号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第88号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案第88号を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時36分

○委員長（赤澤 厚君） それでは会議を再開いたします。

次第第3番のその他、「ゆうのう敷島」との意見交換会の集約についてご協議いたします。

前回委員会において集約や要望の対応等は、私、委員長にご一任いただきました。

その中で、ゆうのう敷島から出た要望については、池神副委員長からできるだけ誠実に対

応してほしいとのご意見をいただいておりますので、特に検討し、今回は要望について所管である建設産業部に常任委員会として申し入れを行い、集約としたいと考えております。

皆様方のお手元に申し合わせの案をお配りしましたので、事務局より朗読をさせます。

松井書記。

○書記（松井恵美君） それでは、お手元一枚ものの紙をお願いいたします。

建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ（案）でございます。

建設経済常任委員会では、10月10日に、農事組合法人ゆうのう敷島と「甲斐敷島梅の里 クラインガルテンの取り組み」について意見交換を行いました。

その中で出された意見等を当委員会において協議した結果、次のとおり、建設産業部へ申し入れることとなりました。

1 利便性の高い施設運営について

利用時間や飲食等について、利用しにくい点があるとの意見が出された。

施設の管理・運営については、利用者サービスの向上や、利用者の意見の反映などに沿って行うことが、市の基本方針とされている。

今後も様々な機会を活用し、継続的に指定管理者や利用者の声を聞き、協定等の柔軟な見直しを行い、より利便性の高い施設運営に努めていただきたい。

2 計画的・効果的な予算措置について

施設の改築経費や、景観維持のための予算増額について要望が出された。

景観にも優れたクラインガルテンは、甲斐市の観光振興の面において、今後、益々期待される施設である。

また、ゆうのう敷島も、念願であった酒類販売業免許を取得し、飲食の提供や新しい商品開発などを視野に入れ、意欲的に取り組んでいる。

市の財政運営も厳しい中ではあるが、一層集客効果を見込める施設となるよう、年次計画を策定するなど、効果的な予算措置に努めていただきたい。

建設経済常任委員会としては、茅ヶ岳東部広域農道の供用開始も予定される中、クラインガルテンの活性化は、甲斐市の農業振興、観光振興はもとより、地域全体の活性化に向けても大切な施策であると位置づけ、建設産業部に申し入れをいたします。

平成26年12月16日、本日でございます。

甲斐市議会 建設経済常任委員会。

委員長 赤澤 厚。



以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 朗読が終わりました。

案の1つ目は、ゆうのう敷島から利用時間等が定められているが、使い勝手が悪いという意見が出ました。

事務局に確認させたところ、利用時間等については、指定管理のための協定書は5年に1度結びますが、施設の管理に関する協定は毎年度行っているということでございます。利用時間や維持管理、また除草や芝刈り等、仕様書は定めているということでございます。

利用者や指定管理者の声をできるだけ反映させているということは、利便性やサービスの向上につながるものですので、常任委員会として建設産業部に申し入れを行うという内容だと判断いたしました。

次に、2つ目は予算措置についてですが、ゆうのう敷島から施設の改築経費の予算、また花をきれいに植えるための下刈り等のための予算をいただいているというものや、安定的な指定管理料をお願いしたいという要望でした。

委員からも、集客のための飲食や土産等の提供サービスを確保、また小さくても使いやすいトイレの設置などのアイデアなど、予算が必要な内容の意見もありました。

ゆうのう敷島からも委員からも出された内容でもありますので、厳しい財政運営の中でもより効果的な予算措置を講じるよう申し入れを行うべきと判断をいたしました。

それから、意見書の中でも話題に上がっておりました酒類販売の免許ということで、意見交換会の後、11月11日に免許が正式におりたという報告を受けております。これをきっかけとして、一層意欲的に取り組んでいただけることではないかと思っております。

これを建設産業部長に申し入れを行いたいと思いますが、この内容について、もし皆さん方からご意見等があったらお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 前回は行って、委員長、副委員長に一任ということでこれでいいと思うんです。

つけ加えますれば、つけ加えるというかあれなんですけれども、2回にわたってゆうのう敷島とも意見交換会をしたんですけれども、いつも2回のうち、クラインガルテン、これはもう甲斐市農業開発、いろんなことに、観光面でも本当に見逃せないところであるということで、また茅ヶ岳農道も開通するに当たってかなりの観光資源、集客もあるのではなかろうかという、話し合いの中でもあったんですけれども、いろいろ2回にわたってやった中で、

指定管理ということで、いろいろクラブハウスが暗い色とかあるんですけども、私も再三そんなことはもう口すっぱく要望等、要請等はしていたんですけども、端的に言って、指定管理をしているゆうのう敷島の人たちは、地元の農家の人たちがゆうのう組合ということでいった中で、あの人たちが言うには、とてもそこまでの土産を売ったりそういうことはできないと言うから、そんなこと言わないでどうですか、どんどんもっと積極的にと言ったんですけども、春の草刈りから秋の除草、春の除草、夏の除草ですから、草刈りがある、そして剪定だとそれで1年終わるので、とてもそんなのは回らないということを何人かから聞いているので、この要望書を出すのにそこで強く、もっと市のほうで、観光のことですから、強くもうちょっと市のほうで力を入れ、本当にもうクラブハウスとかいろんなことは、なおかつ力を入れてほしいと。指定管理だからそっちがやれということじゃなしに、いろんな市の施設もあることだし、ある同僚議員が言うには、とにかく昼食何とかとかそういうのを出すよりも、とりあえずちょっとトイレ休憩とかそういうので寄った、まずそこから始めたらどうかということ、これは本当にいいことだと思うので、開通をする前にとにかく委員長、開通をしてからじゃ遅いので、開通する前に小さいトイレとかちょっとした軽食があったりとか、そんな土産物やちょっとしたいいコーナーができるようにということを、強く私は要望の中へ入れてもらおうとよかったかなと思うんです。

それはそれで年々、指定管理が5年ですから、時間等は今言うように1年1年ごとでそういうことも変えられるということもあるので、ということを知ったので、一遍にはできないと思いますけれども、とにかく開通する前にはもうトイレぐらいは小さいちょっと、そんな施設などはぜひつくってほしいというように強く要望してほしいと、こんなふうに思います。

○委員長（赤澤 厚君） 今、藤原委員から意見が出たんですけども、ちょっと僕は今、ここで意見をまとめるときにちょっと話したんですけども、できるだけ小さな使いやすいトイレの設置など、予算が厳しい中ではあるけれども何とかこれを実現してもらいたいということも、一応そんなふうな感じで入れてはあるんですけども、基本的にあくまでも申し入れということで、今ここへ部長を呼んだ中で、口頭で強くこれを実現してもらいたいということで、この程度でもうよろしいですか。何かつけ加えるというようじゃ、別ですけども。

〔発言する者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） その辺はまた、強く申し入れをするということで、基本的に予算にかかわることですので、今ここで恐らく部長が返答はできないし、どうにもならないと思います。一応、委員会としての申し入れということで、強くこういったことを実現していただ

くということで、また次年度になつたら、その成果と申しますか、この前申し込みの現状はどうなっているということ、また来年あたりでももう一回そういった担当にまた、我々2年ありますので、この申し入れに対して来年の恐らくまた様子を見て、申し入れ書の現状をまた質疑するということをしていただければと思いますけれども。

こんなことでよろしいですか。文書に残るので。

そのほか何かありましたら。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） それでは、一応皆さんの意見がないようですので、建設経済のほうの申し入れ、これ（案）であります。今度は案をとりまして、申し入れという形の中で部長のほうに出したいと思っておりますので、ちょっとここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○委員長（赤澤 厚君） それでは会議を再開いたします。

それでは、建設産業部長に入室していただきましたので、これより申し入れを行いたいと思っております。

武川部長、前にお願いいたします。

建設経済常任委員会から建設産業部への申し入れ。

建設経済常任委員会では、10月10日に、農事組合法人ゆうのう敷島と「甲斐敷島梅の里 クラインガルテンの取り組み」について意見交換を行いました。

その中で出された意見等を当委員会において協議した結果、次のとおり、建設産業部へ申し入れることとなりました。

1 利便性の高い施設運営について

利用時間や飲食等について、利用しにくい点があるとの意見が出された。

施設の管理・運営については、利用者サービスの向上や、利用者の意見の反映などに沿って行うことが、市の基本方針とされている。

今後も様々な機会を活用し、継続的に指定管理者や利用者の声を聞き、協定等の柔軟な見直しを行い、より利便性の高い施設運営に努めていただきたい。

## 2 計画的・効果的な予算措置について

施設の改築経費や、景観維持のための予算増額について要望が出された。

景観にも優れたクラインガルテンは、甲斐市の観光振興の面において、今後、益々期待される施設である。

また、ゆうのう敷島も、念願であった酒類販売業免許を取得し、飲食の提供や新しい商品開発などを視野に入れ、意欲的に取り組んでいる。

市の財政運営も厳しい中ではあるが、一層集客効果を見込める施設となるよう、年次計画を策定するなど、効果的な予算措置に努めていただきたい。

建設経済常任委員会としては、茅ヶ岳東部広域農道の供用開始も予定される中、クラインガルテンの活性化は、甲斐市の農業振興、観光振興はもとより、地域全体の活性化に向けても大切な施策であると位置づけ、建設産業部に申し入れをいたします。

平成26年12月16日。

甲斐市議会 建設経済常任委員会。

委員長 赤澤 厚。

よろしく申し上げます。

これは追加で、トイレのほうの施設は、ぜひ前向きに検討していただければと、よろしく申し上げます。

○建設産業部長（武川 訓君） はい。

○委員長（赤澤 厚君） ただいま建設産業部長に申し入れをさせていただきました。

これをもって、意見交換会の集約とさせていただきます。

ゆうのう敷島へは、委員会として建設産業部に申し入れを行った旨、改めて報告をいたします。その文章の内容については、それから2月25日に発行の予定の議会だよりの委員会レポートについては、ただいま決定した内容により製作いたしますので、私にご一任を願います。

以上で、ゆうのう敷島との意見交換会の集約についてを終わります。

次に、委員よりその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） ありませんか。

事務局から何かありますか。

松井書記。

○書記（松井恵美君） 大変お疲れさまでございます。

次回の建設経済常任委員会の日程のご報告です。

来年1月29日木曜日、午前中を予定しております。

案件の内容によりまして、午前9時30分からか、もしくは午前10時からの開催といたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時53分